

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

## 1 学校運営協議会の事業概要

### 【趣旨】

保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、「地域に開かれ、信頼される学校づくり」、「地域の特色を活かした学校づくり」を推進するため、各区に学校運営協議会を設置して研究活動を進め、その実践内容を市内の各学校に周知し、各学校において学校と地域との連携強化を図ることが目的である。

### 【学校運営協議会設置校】

川崎区	川中島小学校
	東小田小学校
幸区	南河原小学校
中原区	上丸子小学校
高津区	東橋中学校
宮前区	土橋小学校
多摩区	中野島中学校
麻生区	金程小学校

### 【委員数】

学校運営協議会委員については、各学校とも委員数は16名以下で、学校関係者、保護者、地域住民、学識経験者、公募委員が主体である。

## 2 学校運営協議会委員の委嘱・解嘱

別紙1「川崎市立中野島中学校学校運営協議会委員変更一覧」のとおり

### 【臨時代理を行った理由】

平成25年5月28日に開催された教育委員会の時点で中野島中学校からの委員変更についての報告が間に合わず、また、6月11日に開催された中野島中学校第一回学校運営協議会に間に合わせるため、臨時代理を行った。

## 川崎市立中野島中学校学校運営協議会委員 変更一覧

No.	新委員名(変更・追加)		現委員名	
	委嘱・任命期間 平成25年6月10日から 平成28年3月31日まで		委嘱・任命期間 平成25年4月 1日から 平成28年3月31日まで	
1			田島 清隆	地域住民委員
2			広田 三枝	地域住民委員
3			浅谷 裕子	地域住民委員
4			乾 充徳	地域住民委員
5			本間 悦雄	地域住民委員
6	石井 利也	地域住民委員	上原 謙一	地域住民委員
7			金井 健二	地域住民委員
8			井口 竜也	地域住民委員
9			古谷 幸男	地域住民委員
10			倉田 英和	PTA会長
11			樋口 安成	学校長
12			相吉澤 諭	教職員
13			竹中 政明	教職員
			委嘱・任命期間 平成25年4月10日から 平成28年3月31日まで	
14			岡島 広幸	学識委員
15			深澤 恵	学識委員
16			射越 武男	教職員

川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会委員の委嘱について

選出区分	委 嘱 者		現 任 者	
	委嘱期間	氏 名	氏 名	現 職
1号 (学校長)	平成25年6月 1日から 平成27年 4月30日まで		や の ゆ う こ 矢 野 ゆ う 子	栗木台小学校校長
			う え す ぎ た け ひ ろ 上 杉 岳 啓	白鳥中学校校長
2号 (社会教育 関係団体等)			わ た な べ と お る 渡 邊 利	川崎市青少年育成連盟 川崎市子ども会連盟副連盟長 麻生区子ども会連合会会長
			せ き の り こ 関 規 子	川崎市青少年育成連盟 ガールスカウト川崎市連絡会副会長
3号 (市民委員)			欠 員	
	い し だ さ ち こ 石 田 幸 子	市民公募委員		
	さ さ き ま さ こ 佐 々 木 昌 子	市民公募委員		
4号 (学識経験者)			は ら だ な お ゆ き 原 田 尚 幸	和光大学経済経営学部准教授
			の じ ま た も つ 野 島 保	黒川町内会会長
			や ま だ や す ゆ き 山 田 安 之	麻生区地域教育会議副議長 社会福祉法人らぼおるの樹理事

## 川崎市青少年の家運営協議会委員の任命及び解嘱について

選出区分	任命者		現任者	
	氏名	現職	氏名	現職
1号 (学校長)			さとう まさる 佐藤 勝	西梶ヶ谷小学校校長
			さとう つよし 佐藤 剛	宮崎中学校校長
2号 (社会教育 関係団体等)			よしい いさむ 吉井 勇	川崎市青少年育成連盟副理事長 川崎市子ども会連盟連盟長
			かわうら きょうこ 川浦 恭子	川崎市青少年育成連盟理事 ガールスカウト川崎市連絡会副会長
			ろうやま ゆうじ 蠟山 優二	川崎市レクリエーション連盟理事長
3号 (市民委員)			かねこ こうぞう 金子 孝三	市民委員
			わたなべ いさお 渡辺 功	市民委員
4号 (学識経験者)			いわもと ようじ 岩本 陽児	和光大学現代人間学部 心理教育学科准教授
			ばんしょう かずまさ 番匠 一雅	田園調布大学子ども未来学部 子ども未来学科准教授
	えんどう ひさえ 遠藤 久恵	川崎市高津高等学校校長	こさかい えいち 小酒井 英一	前川崎市立高津高等学校校長

## 関連法規（抜粋）

### ○川崎市少年自然の家条例

昭和52年3月31日条例第16号

（運営協議会）

第20条 少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○川崎市少年自然の家運営協議会規則

平成12年2月1日教委規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第2条** 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○川崎市黒川青少年野外活動センター条例

平成3年3月25日条例第10号

(運営協議会)

**第15条** 野外活動センターの円滑な運営を図るため、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(運営協議会の組織等)

**第16条** 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が定める。

## ○川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則

平成3年7月24日教委規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成3年川崎市条例第10号）第16条の規定に基づき、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織等)

**第3条** 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

**附 則** (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## ○川崎市青少年の家条例

昭和63年3月29日条例第22号

(運営協議会)

**第20条** 青少年の家の円滑な運営を図るため、川崎市青少年の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、青少年の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

○川崎市青少年の家運営協議会規則

平成12年2月1日教委規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市青少年の家条例(昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づく川崎市青少年の家運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第2条** 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。